

官報

号外

昭和二十九年四月十三日

○第十九回衆議院會議録第三十六号

昭和二十九年四月十三日(火曜日)

議事日程 第三十三号

午後一時開議

第一 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件

議員關谷勝利君、岡岡田五郎君の逮捕について許諾を求めるの件

日程第一 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十九年年度の揮発油譲与税に關する法律案(内閣提出)

地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後四時十二分開議

○議長(堤隆次郎君) これより會議を開きます。

議員關谷勝利君、岡岡田五郎君の逮捕について許諾を求めるの件

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議員關谷勝利君、岡岡田五郎君の逮捕について許諾を求めるの件を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤隆次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

議員關谷勝利君、岡岡田五郎君の逮捕について許諾を求めるの件を議題といたします。委員長は報告を求めます。議員連帯委員長菅原六君。

議員關谷勝利君、岡岡田五郎君の逮捕について許諾を求めるの件に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

〔菅原六君登壇〕

○菅原六君 ただいま議題となりました議員關谷勝利君、岡岡田五郎君の逮捕につき許諾を求めるの件について、議院運営委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、東京地方檢察庁検事河井信太郎からの逮捕状請求により、東京簡易裁判所判事向井周吉からの要求に従つて、去る七日内閣から岡君の逮捕につき本院の許諾を求められたものであります。その被疑事実を申し上げます

議員關谷勝利君、岡岡田五郎君は、衆議院議員として衆議院に於て、法律案その他の議案の発議、予算案、法律案等の審議、修正、質問、質疑、討論、表決等をなす職務を執行中、昭和二十八年三月頃より飯野海運株式會社取締役副社長三益一太郎並びに同會社調査課課長小山朝光その他より海運助成策の衆議院に於ける審議殊に外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法案並びに昭和二十八年年度予算案等の審議表決等に關し、油槽船に対する日本開發銀行よりの融資額の増額利子補給及び損失補償法の適用範圍の拡大その他に關し、尽力の請託を受けその実現を見るや右請託実現の謝礼並びに今後と同様な尽力を得たい趣旨の下に供与されるものであることを知悉し乍ら

一 被疑者關谷勝利は昭和二十八年九月下旬頃、東京都千代田区丸の内三丁目六番地飯野海運株式會社において、右三益より現金二十万円を收受し

二 被疑者岡岡田五郎は同年八月下旬頃、同區霞ヶ関二丁目二番地、第二議員會館において、右小山を紹介し右三益より現金三十万円を收受し

夫々前記職務に關し取賄したものである。

というのであります。

議院運営委員会におきましては、同日この案件の付託を受け、ただちに秘密會を開いて、大藏法務大臣及び井本刑事局長より本件の説明を聴取し、さらに去る十日及び十三日、同じく秘密會において質疑を行ひまして、慎重なる検討を加えて参りました。

その審議の内容につきましては、秘密會のこともあり、また前二回の同種事件の報告において申し上げました

と同様な議論の報告は差控へまして、特に委員会の了承を得ました質疑応答の若干を御報告申し上げますと、まず第一に、最近この種事件が事前に外部に漏れているが、これは檢察當局が機密を漏らしておるがごとき感を与えるものである、檢察當局は事前に捜査の秘密を外部に漏洩することにより議員の逮捕を拒否したいような世論をつくり上げ、かかる世論を背景にして許諾の要求を提出しておるがごとき印象を強くするものである、かくのごときはきわめて重大であつて、かかる捜査の機密漏洩について法務當局はいかなる考えを持つておるかとの質問に對して、法務當局は、秘密漏洩に關しては嚴にこれを戒めており、檢察當局の側から漏洩しておる事実はない、外部に一部が推測によつて漏れたことがあつたために、多くの人々に迷惑を及ぼしておるのにはなだ遺憾であつて、秘密保持については今後とも十分に注意するとの答弁がありました。

次に、檢察庁の態度は、取調べはまず被疑者を逮捕し身柄を拘束して、精神的に肉体的に苦痛を与えて自白を強要するといふ旧來の態度から一歩も出でないようと思はれる、また証拠隠滅といふことも、本件のように關係者が逮捕されていそその隠滅の余地がない

昭和二十九年四月十三日 衆議院會議録第三十六号 議員關谷勝利君、岡岡田五郎君の逮捕について許諾を求めるの件

昭和二十九年四月十三日 衆議院會議第三十六号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外二件

五二〇

と思はれるので、真に逮捕を必要とする理由は、身柄拘束による自由の強要という捜査の便宜に出でたものとし、か考えられないがどうかとの質問に対しては、法務当局は、濫職罪の性質上当事者の自供がきわめて重大な証拠となり、しかも本件に関しては相手方たる三益、小山の両名がすでに起訴され、いつでも保釈され得る状態にあるので、保釈された後に双方打合せが行われては証拠隠滅のおそれが多分にあるのであつて、かくてはその捜査はほとんど困難と言わざるを得ず、檢察当局においても慎重に慎重を重ねた末やむを得ざるに出でたる逮捕許可要求であるとの答弁がありました。

第三点は、被疑事実中に記載された「衆議院議員として衆議院に於て、法律案その他の議案の発議、予算案、法律案等の審議、修正、質問、質疑、討論、表決等をなす職務を放棄中」と書いてあるが、この文字は従来の要求書にはなかつた文字である、今回の要求書に限りこのような文句を特に入れたのは何か特別の理由があるのではないかとこの質疑に對して、井本刑事局長より、この点は特別の理由はなく、被疑事実を記述するにあたり説明のための單なる前置きの言葉であるとの答弁がありました。

委員会は、事案の重大な性質にかんがみ、その取扱ひに慎重を期して参りましたが、本日の委員会において、本件については諸般の事情からやむを得ざるものであるとし、これに許諾を与へべきものであると決した次第であります。

以上、簡單ながら御報告申し上げます。

○議長(橋本次郎君) 採決いたしました。議員關谷勝利君、岡岡田五郎君の逮捕について許諾を与へるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認めます。よつて議員關谷勝利君、岡岡田五郎君の逮捕について許諾を与へるに決しました。

第一 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案(内閣提出)

地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日程第一とともに、内閣提出、昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案及び地方財政法の一部を改正する法律

案の三案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(橋本次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日程第一、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案、地方財政法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。地方行政委員長中井一夫君。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方交付税法

本則(第二條第一号及び第六号、第三條第三項、第六條、第十條第二項但書及び第十條第五項並びに第十七條を除く)中「交付金」を「交付税」に改める。

に、「普通交付金」を「普通交付税」に、「特別交付金」を「特別交付税」に改める。

第一條中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「資する」を「供与」、もつてその独立性を「資する」とともに、「地方団体の独立性」に改める。

第二條中第一号を次のように改める。

一 地方交付税(第六條の規定により算出した所得税、法人税及び酒税のそれぞれ一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができ、きるよう)に國が交付する税をいふ。

第二條第六号中「普通交付金の總額を算定し、及び配分する」を「普通交付税を交付する」に改める。

第三條中第一項及び第二項を削り、第三項中「國の予算に計上された交付金の總額」を「地方交付税(以下「交付税」という)の總額」に、「補てんすることができ、きるよう」に配分しなればならない。」を「補てんすることを自発として交付しなればならない。」に改め、同項を第一項とし、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

第五條第五項中「配分」を「交付」に改める。

第六條を次のように改める。

(交付税の總額)

第六條 所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の總額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額をこえて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

第六條の次に次の二條を加える。

(交付税の種類等)

第六條の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額は、前条第二項の額の百分の九十二に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の總額は、前条第二項の額の百分の八に相当する額とする。

(特別交付税の額の算定等)

第六條の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額は、第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と

第六條の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額は、前条第二項の額の百分の九十二に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の總額は、前条第二項の額の百分の八に相当する額とする。

(特別交付税の額の算定等)

第六條の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額は、第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と

第六條の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額は、前条第二項の額の百分の九十二に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の總額は、前条第二項の額の百分の八に相当する額とする。

(特別交付税の額の算定等)

第六條の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額は、第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と

第六條の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額は、前条第二項の額の百分の九十二に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の總額は、前条第二項の額の百分の八に相当する額とする。

(特別交付税の額の算定等)

第六條の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額は、第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と

第六條の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額は、前条第二項の額の百分の九十二に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の總額は、前条第二項の額の百分の八に相当する額とする。

(特別交付税の額の算定等)

第六條の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額は、第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と

昭和二十九年四月十三日 衆議院會議第三十六号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外二件

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費 二 土木費	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 八七二
		2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき 一二四八
		3 河川費	河川の延長	一メートルにつき 一九七一
		4 港湾費	港湾におけるけい、船岸の延長	一メートルにつき 一、三〇〇〇
		5 その他の土木費	港湾における防波堤の延長	一メートルにつき 二、二五〇〇
		三 教育費	人口	一人につき 一八三三
		1 小学校費	児童数	一人につき 一、七二二〇
		2 中学校費	学校数	一校につき 七、七四八〇
		3 高等学校費	生徒数	一人につき 一六六、七〇〇〇
		4 その他の教育費	人口	一人につき 二、三三八〇
道府県	一 消防費 二 土木費	1 消防費	人口	一人につき 一六五九七
		2 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 三七一
		3 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき 六九六〇
		4 港湾費	港湾におけるけい、船岸の延長	一メートルにつき 一、三〇〇〇
		五 産業経済費	人口	一人につき 一六九八六
		六 衛生費	人口	一人につき 一二二九五
		七 労働費	工場事業場労働者数	一人につき 一〇六〇〇
		八 農業行政費	失業者数	一人につき 三、五九七〇
		九 林野行政費	耕地の面積	一町歩につき 七八六〇
		一〇 水産行政費	農業者(畜産業者を含む)の数	一人につき 一、二三四〇
道府県	一 消防費 二 土木費	1 消防費	人口	一人につき 一六五九七
		2 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 三七一
		3 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき 六九六〇
		4 港湾費	港湾におけるけい、船岸の延長	一メートルにつき 一、三〇〇〇
		五 産業経済費	人口	一人につき 一六九八六
		六 衛生費	人口	一人につき 一二二九五
		七 労働費	工場事業場労働者数	一人につき 一〇六〇〇
		八 農業行政費	失業者数	一人につき 三、五九七〇
		九 林野行政費	耕地の面積	一町歩につき 七八六〇
		一〇 水産行政費	農業者(畜産業者を含む)の数	一人につき 一、二三四〇

異なる場合において、当該合算額が普通交付税の総額に満たないときは、当該満たない額は、特別交付税の総額に加算するものとし、当該合算額が普通交付税の総額をこえるときは、当該こえる額は、特別交付税の総額から減額するものとする。但し、当該減額すべき額は、交付税の総額の百分の二に相当する額をこえてはならないものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

第七号第三号中「基準財政収入額及び必要とする交付金の総額」を「及び基準財政収入額」に改める。

第十條第二項但書を次のように改める。

但し、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえるため、当該こえる額を特別交付税の総額から減額すべき場合において、その減額すべき額が交付税の総額の百分の二に相当する額をこえるとき

5 当該年度分として交付すべき交付税の総額の百分の九十四に相当する額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額の一部をもつて充てるものとする。

第十二条第一項の表を次のように改める。

市町村		港灣における防波堤の延長	
一 警察職員数	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	人
二 人口	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	人
三 道路の面積	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	平方メートル
四 橋りょうの面積	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	平方メートル
五 河川の延長	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	メートル
六 港灣におけるけい船岸の延長	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	メートル
七 港灣における防波堤の延長	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	メートル
八 都市計画区域における人口	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	人
九 面積	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	平方メートル
十 小学校の児童数	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	人
十一 小学校の学級数	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	学級
十二 小学校の学校数	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	校

十三 中学校の生徒数	つては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数 道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校に在する学齢生徒の数 道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学級数 道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	人
十四 中学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学級数	人
十五 中学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	人
十六 高等学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校(定時制の課程の市町村立の高等学校を含む)に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の高等学校に在する生徒の数	人
十七 工場事業場労働者数	最近の事業所に係る指定統計調査(以下「事業所統計調査」といふ)の結果による当該道府県に所在する事業所の従業者数 労働大臣が調査した最近の当該道府県又は当該市町村の区域内に住所を有する失業者の数	人
十八 失業者数		人

十九 耕地の面積	最近の農業に係る指定統計調査(以下「世界農業センサス」といふ)の結果による当該道府県の耕地の面積 最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の農業(畜産業者を含む)の数	町歩
二十 農業者(畜産業者を含む)の数	農林大臣が調査した最近の当該道府県の民有林野の面積	町歩
二十一 民有林野の面積	最近の漁業に係る指定統計調査の結果による当該道府県の水産業者数	人
二十二 水産業者数	最近の事業所統計調査の結果による当該道府県の商工業の従業者数	人
二十三 商工業の従業者数	当該地方団体の面積のうち特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)の規定に基く特別都市計画事業を施行する区域の面積 当該年度における当該地方団体の基準財政収入額 当該市町村の戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第七条の規定による戸籍簿に記載された者の数 官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の世帯数	坪 人 世帯
二十四 戦争に因る被災地の面積	災害復興事業に充てた地方債の元利償還金	円
二十五 税額		円
二十六 本籍人口		人
二十七 世帯数		世帯
二十八 災害復興事業に充てた地方債の元利償還金		円

第十三条第一項中「この法律で定める方法により」を削り、同条第二項中「前項を」前二項に、「この法律で定める方法により」を第四項に定める方法によりに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の測定単位の数値の補正は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当りの費用の割合を基礎として総理府令で定める率を乗じて行うものとする。

第十三条に次の五項を加える。

4 前項の測定単位の数値に係る補

正係数は、経費の種類ごとに、且つ、測定単位ごとにそれぞれ左の各号に定める方法を基礎として、総理府令で定めるところによりつて算定した率とする。但し、前項第一号から第四号までの補正の二以上をあわせて行う場合においては、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率(二以上の事由を通じて定めたる率を用いて算定した率を含む)を連乗して得たる率によるものとする。

一 前項第一号の補正は、当該行政に要する経費の額が測定単位

の数値の増減に応じて増減又は増減するものについて行うものとし、当該補正に係る係数は、超過累進又は超過累進の方法によつて総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いて算定した数値で除して算定する。

二 前項第二号の補正は、当該行政に要する経費の額が人口密度、自動車一台当りの道路の延長、工場事業場一所当りの工場事業場労働者数及び納税義務者又は特別徴収義務者一人当りの税額

その他これらに類するもの(以下本号において「人口密度等」といふ)の増減に応じて増減又は増減するものについて行うものとし、当該補正に係る係数は、超過累進又は超過累進の方法によつて、総理府令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いて算定した人口密度等を用いて算定した数値を当該率を用いて算定した数値で除して算定する。

三 前項第三号の補正は、当該行政に要する経費の測定単位当りの額が市町村の庶務に依りて割高となり又は割安となるものにつ

昭和二十九年四月十三日 衆議院會議第三十六号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外二件

5 前項第三号の場合にあつては、同号の市町村は、総理府令で定め

うものとし、当該補正に係る係数は、その割高となる給手の差、寒冷の差又は積雪の差の事由ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割高となる度合を基礎として総理府令で定める事を当該地域における測定単位の数値に乘じて得た数を当該率を用いて算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

6 第四号第四号の場合にあつては、同号の地域は、総理府令で定めるところによつて、給手の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。

7 人口が急増した地方団体及び組合(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合又は同法同条第三項の役場事務組合をいう。)を組織して地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総理府令で前六項の規定の特例を設けることができる。

8 前七項に定めるものの外、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総理府令で定める。

第十四条第一項を次のように改める。

基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税(法定外普通税を除く)の収入見込額及び当該道府県の入場譲与税の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く)の収入見込額とする。

「個人に対する道府県民税の所得割については、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、」を加え、「百分の十八」を「百分の十三」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の基準財政収入額は、左の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる税目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総理府令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	税目	基準税額の算定の基礎	
		道府県	市町村
道府県民税	1 均等割	個人に係るものにあつては人口、法人及び法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定のあるものに係るものにあつては納税義務者	個人に係るものにあつては人口、法人及び法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定のあるものに係るものにあつては納税義務者
	2 所得割	当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額	当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額
	3 法人税割	二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(以下「道府県分割法人」という。)に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、その他の法人に係るものにあつては、当該道府県の区域内における前年度分の法人税額から道府県分割法人に係る法人税額を控除した額	二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(以下「道府県分割法人」という。)に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、その他の法人に係るものにあつては、当該道府県の区域内における前年度分の法人税額から道府県分割法人に係る法人税額を控除した額
市町村民税	1 個人の行う事業に対する事業税	(1) 地方税法第七十七条第四項の第一種事業に対するもの最近の事業所統計調査の結果による第一種事業に相当する事業に係る個人業主の数並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた第一種事業に相当する事業に係る個人業主の数及び所得額	(1) 地方税法第七十七条第四項の第一種事業に対するもの最近の事業所統計調査の結果による第一種事業に相当する事業に係る個人業主の数並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた第一種事業に相当する事業に係る個人業主の数及び所得額
	2 自動車税	(2) 地方税法第七十七条第五項の第二種事業に対するもの第二種事業に相当する事業に係る前年度分の所得税の課税の基礎となつた個人業主の数及び所得額	(2) 地方税法第七十七条第五項の第二種事業に対するもの第二種事業に相当する事業に係る前年度分の所得税の課税の基礎となつた個人業主の数及び所得額
	3 地方税法第七十七条第六項の第三種事業に対するもの	(3) 地方税法第七十七条第六項の第三種事業に対するもの	(3) 地方税法第七十七条第六項の第三種事業に対するもの
市町村民税	4 不動産取得税	個人に係るものにあつては、飲食店、旅館及び貸席の別にそれぞれ前年度分の所得税の課税の基礎となつた当該事業に係る所得額、法人に係るものにあつては、飲食店については前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額、旅館及び貸席については最近の事業所統計調査の結果によるそれぞれの事業のうち法人に係るものに従業者数	個人に係るものにあつては、飲食店、旅館及び貸席の別にそれぞれ前年度分の所得税の課税の基礎となつた当該事業に係る所得額、法人に係るものにあつては、飲食店については前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額、旅館及び貸席については最近の事業所統計調査の結果によるそれぞれの事業のうち法人に係るものに従業者数
	5 遊興飲食税	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数
	6 自動車税	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数
市町村民税	7 地区税	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数
	8 狩猟者税	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数
	9 狩猟者税	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数

第三種事業に相当する事業に係る前年度分の所得税の課税の基礎となつた個人業主の数及び所得額

道府県分割法人に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る事業税の課税標準、その他の法人に係るものにあつては、当該道府県の区域内における前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額から道府県分割法人に係る所得税を控除した額

土地及び家屋に係る前年度中における登録税額並びに前年度中における家屋の建築坪数

当該道府県の区域内における前年度中のたばこの小売売上額

個人に係るものにあつては、飲食店、旅館及び貸席の別にそれぞれ前年度分の所得税の課税の基礎となつた当該事業に係る所得額、法人に係るものにあつては、飲食店については前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額、旅館及び貸席については最近の事業所統計調査の結果によるそれぞれの事業のうち法人に係るものに従業者数

当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数

飲業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第五十九条に規定する飲業原簿に登録されている飲業の面積(河床に存する砂礫を目的とする飲業権の飲業にあつては、その河床の延長)

前年度中において狩猟法(大正七年法律第三十二号)の規定によつて当該道府県知事が狩猟免許状を下付した者の数

九 固定資産税 十 入場課税	当該道府県の区域内における地方税法第三百四十九条の三に規定する大規模の償却資産で同法第七百四十条の規定により当該道府県が固定資産税を課することができるものに係る当該年度の価額の合計額から同法第三百四十九条の三の規定により市町村が課することができ得る固定資産税の課税標準額を控除した額 官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による当該道府県の人口	一 市町村民税 1 均等割 2 所得割 3 法人税割	個人に係るものにあつては人口、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものに係るものにあつては納税義務者数 当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額 二 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人（以下「市町村分割法人」という。）に係るものにあつては当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、その他の法人に係るものにあつては当該市町村の区域内における前年度の法人税額から市町村分割法人に係る法人税額を控除した額	二 固定資産税 1 土地	(1) 宅地、田、畑、山林、原野及び塩田に係るもの 当該市町村における土地の種類ごとの一坪当りの平均価格及びその地租 (2) その他の土地	第十七条の見出し中「市町村交付金」を市町村交付税に改め、同条第一項中「交付金」を「交付税」に改める。 附 則 1 この法律は、公布の日から起算し、昭和二十九年年度分の地方交付税から適用する。 2 改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十四条第三項の表道府県の項中九 固定資産税に係る部分は、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。 3 昭和二十九年年度に限り、新法第六条第一項中「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十」とあるのは「所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の一・九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十」と、同法同条第二項中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十」とあるのは「一警察費——警察職員数——につき 三〇六、〇二〇・〇」と	あるのは「所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の一・九・六六並びに酒税の収入見込額の百分の二十」と読み替えるものとす。 4 昭和三十一年年度に限り、新法第十二条第一項の表道府県の項中「一警察費——警察職員数——一人につき 三〇六、〇二〇・〇」とあるのは「一警察費——警察職員数——一人につき 三〇六、〇二〇・〇」と	5 昭和三十一年年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中	数 一人につき 二三四、〇五 「一消防費——人口——一人につき 一六五、九七」とあるのは 「一警察費——人口——一人につき 九〇五、七」と読み替えるものとする。 3 法	市町村 3 2 家屋 3 償却資産 七 木材引取税 八 入湯税 五 電気ガス税 六 鉱産税 四 市町村たばこ酒税 三 自転車荷車税	土地台帳法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）による改正前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の規定による土地台帳に登録されていた当該市町村における土地の種類ごとの賃貸価格 当該市町村における家屋の一坪当りの平均価格及び床面積 (1) 地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの 当該配分額 (2) 船舶（地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するものを除く） 当該市町村の区域内に定けい港を有する船舶のトン数 (3) その他の償却資産 最近の事業所統計調査の結果による従業者数 当該市町村の区域内に定置所を有する自転車及び荷車の種類の台数 当該市町村の区域内における前年度中のたばこの小売売上額 前年度中において納入され、又は納付された電気ガス税額 最近の鉱物に係る指定統計調査の結果による鉱物ごとの生産量及び山元価格 樹種別の木材の生産石数及び価格 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で鉱泉浴場を持つもの又は鉱泉浴場を利用するものの客室の母数
------------------------------	---	--	--	----------------------------	--	---	--	--	--	--	--

昭和二十九年四月十三日 衆議院会議録第二十六号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外二件

五二六

知」と、「普通交付税の額の算定の

昭和二十九年年度の揮発油譲与税に
関する法律案
昭和二十九年年度の揮発油譲与税
に関する法律
(揮発油譲与税)
第一条 昭和二十九年年度における揮
発油譲与税(以下「揮発油譲与
税」といふ)は、揮発油税法(昭
和二十四年法律第四十四号)の規
定による揮発油税の昭和二十九年
度における収入額の三分の一に相
当する額とし、都道府県及び道路
法(昭和二十七年法律第八十
号)第七条第三項に規定する指定
市(以下「指定市」といふ)に対
して譲与するものとする。

(譲与の基準)。
第二条 揮発油譲与税は、昭和二十

とする。

一 総額のうち四十八億円を、道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）第二条第一項に規定する道路整備五箇年計画に定められた都道府県道で、その改築又は修繕北海道にあつては、維持を含む。）について国がその費用の全部又は一部を補助し、又は負担するもの以外のものの面積（指定市の区域を包括する都道府県については、当該指定市の区域内に存する都道府県道の面積を控除した面積）にあん分して得た額

二 総額から四十八億円を控除した額を、一般国道及び二級国道

並びに前号の規定による揮発油譲与税の譲与の基礎となつた都道府県道以外の都道府県道の面積(指定市の区域を包括する都道府県については、当該指定市の区域内に存する一級国道及び二級国道並びに都道府県道の面積を控除した面積)にあん分して得た額

2 前項の一級国道及び二級国道並びに都道府県道の面積は、総理府令で定めるところにより、それぞれ当該道路の幅員にその延長を乗じて定めるものとする。但し、改築の要否による道路の種別、自動車一台当りの道路の延長その他の事情を参しやくして、総理府令で定めることにより、補正することが出来る。

(地方団体に譲与すべき揮発油譲与税の額の決定)

第三条 自治庁長官は、揮発油譲与税に係る予算が成立したときは、遅滞なく、都道府県及び指定市に對し譲与すべき揮発油譲与税の額を決定し、当該決定に係る揮発油譲与税の額を都道府県知事及び指定市の長に通知しなければならない。

(揮発油譲与税の譲与時期等)

第四条 都道府県及び指定市に對し譲与すべき揮発油譲与税は、昭和二十九年年度において譲与すべき揮発油譲与税の総額として予算で定めた額の三分の一に相当する額をそれぞれ五月、八月及び十一月に譲与する。

(揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出義務)

第五条 都道府県知事及び指定市の長は、総理府令で定めるところにより、揮発油譲与税の額の算定に用いる資料を自治庁長官に提出しなければならない。

(揮発油譲与税の使途)

第六条 都道府県及び指定市は、第二条第一項第一号の規定により譲与を受けた揮発油譲与税については、その総額を道路整備五箇年計画を実施するために必要な都道府県道の改築又は修繕(国の補助金又は負担金を受けて行うものを除く)のために要する費用に、同条同項第二号の規定により譲与を受けた揮発油譲与税については、その総額を道路に関する費用に充てなければならない。

(揮発油譲与税の追加譲与又は返還)

第七条 昭和二十九年年度における揮発油税の収入額の三分の一に相当する額(以下「揮発油譲与税の収入額」という。)が、揮発油譲与税の総額として昭和二十九年年度の予算に定められた額(以下「揮発油譲与税の収入見込額」という。)をこえる場合においては、その超過額に相当する額を、第二条第一項第二号の規定により、昭和三十一年度又は昭和三十一年度において追加して譲与し、また、揮発油譲与税の収入額が揮発油譲与税の収入見込額に不足する場合においては、その不足額に相当する額を第二条第一項第二号の規定により都道府県及び指定市に譲与した場合における譲与額に相当する揮発油譲与税の額を、昭和三十一年度又は

昭和三十一年度において都道府県及び指定市から返還させるものとす。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年年度分の揮発油譲与税について適用する。

昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体における年度間の財源の調整)

第四条の二 地方公共団体は、当該年度において地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより交付を受けた交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しくこえる場合においては、災害その他やむを得ない事由がある場合を除き、当該超過額の一部を積み立て、又は地方債の償還財源に充てる等翌年度以降における財政の健全な運営に資するための措置を講ずるようになければならない。

第五条第一項第五号中「入場税」を「道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税に改め、「標準税率」の下に「個人に対する道府県民税の所得割になつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。」を加え、同条第三項中「百分の十八」を「百分の十三」に、「百分の十七」を「百分の七・五」に改める。

第五条の四中「第三百九条から第三百九条まで」を「第三百七条、第三百九条から第三百九条まで及び第三百九条」に改め、「債券」とあるのは「証券」とし、第三百七条第一項中「記名社債」とあるのは「記名地方債」と、「社債原簿」とあるのは「地方債証券原簿」と、「会社」とあるのは「地方公共団体」とを加える。

第十条中第二十二号を次のように改める。

二十二 漁業関係の調整に要する経費

第十条の三中「地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二十一号)」を「地方交付税法」に改め、第十条の四中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 あへんの取締に要する経費

(第十条第六号の二に係るものを除く)

第十条の四に次の一号を加える。

九 未引揚葬人の調査に要する経費

第十一条の二中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に、「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第二条第二項第二号中「国家地方警察を警察庁に改める。」

第二十六条中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 次のように改める。

(国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならない事務に要する経費に関する特例)

第三十六条 第十条第七号の二の規定及び同条第八号の規定中母子手帳に関する部分は、当分の間、適用しない。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の地方財政法第十二条第二項第二号中「警察庁」とあるのは、昭和二十九年六月三十日まで、昭和二十九年六月三十日まで、の間は、「国家地方警察」と読み替へるものとする。

地方財政法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方財政法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方財政法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十六條の改正規定中「当分の間、」を「昭和二十九年年度に限り、」に改める。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、第五条の改正規定は昭和二十九年年度分の地方税から、第十条、第十條の四及び第三十六條の改正規定は同年年度分の負担金から適用する。

昭和二十九年四月十三日 衆議院會議第三十六号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外二件

地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣提出) に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔中井一夫君の演説〕

○中井一夫君 たいまつ議題となりまして三案につきまして、地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

まず最初に、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、第一に、地方財政の現況にかんがみ、現行地方財政平衡交付金制度と旧地方配付税制度の各長所を取入れる構想のもとに、題名を地方交付税法と改め、その交付税の総額は所得税、法人税及び酒税の一定割合に相当する額とすることとしたし、第二に、各地方団体に対する交付の基準は現行制度のそれによることとし、各地方団体が、その地方税収と交付税による交付金とによつて、その行へべき地方行政の合理的水準的な運営を遂行し得べきことを旨途としているものであります。

本案は三月十日本委員会に付託せられ、即日塚田國務大臣より提案理由の説明あり、昨四月十二日質疑を終了いたしましたところ、委員床次鶴二君外三名より、昭和三十年度以降地方財政の上に赤字を生ずることなきを期する趣旨をもつて修正案が提出せられました。すなわち、本案に対し、その第六

案並びに附則第三項の改正規定中百分の二十とあるを百分の二十五に改めんとするものであります。

提案者を代表し床次委員より趣旨説明があり、その後、原案及び修正案を一括討論に付したところ、北山愛郎委員は日本社会党左派を代表し、修正案並びに原案反対の意見を表明せられ、加藤精三委員は修正案並びに修正部分を除く原案に賛意を表明せられ、次いで門司亮委員は日本社会党右派を代表し、修正案並びに修正部分を除く原案に反対の意を表明せられました。

討論を終結し、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案は賛成多数をもつて可決せられました。よつて本案は修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、地方財政法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、さきに申し述べました改正法律案及び補助金等の臨時特例に関する法律案に関連して、地方財政の健全かつ自主的な運営をはかるため、地方公共団体における年度間の調整に関する規定を設けるとともに、国庫負担金に関する規定を整備することを主たる内容とするものであります。

本案は三月十九日本委員会に付託、翌二十日塚田國務大臣より提案理由の説明あり、本日質疑を終了、次いで灘尾弘吉君外十名より本案に対する修正案

が提案されました。その内容は、補助金等の臨時特例に関する法律案が昭和二十九年年度限りの特例と修正されたことと一致させること及び本法の施行期が本年四月一日となつてゐるのを是正することでありました。

修正案に対する質疑の後、討論を省略いたしました採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決せられたのであります。よつて本案も修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に、昭和二十九年年度の振替補填手続に関する法律案について申し上げます。

本案は、別途政府の提案にかかる地方税関係諸法案と同様、政府の企図する今次地方税制改正に伴う措置として立案されたものであります。その内容を要約いたしますれば、揮発油税の昭和二十九年年度における収入額の三分の一に相当する額を都道府県及び五大都市に譲与することとし、その予算として計上せられました七十九億円のうち四十八億円は道路整備五箇年計画に定められた都道府県道の面積に按分して譲与するものとし、残額は国道と道路整備五箇年計画に定められた都道府県道以外の都道府県道との面積に按分して譲与することとし、その使途は、四十八億円については五箇年計画に定められた都道府県道の改築修繕に充てなければならぬが、残額は広く道路に関する

費用に充てられようというものであります。

本案は、三月四日本委員会に付託せられ、三月六日塚田國務大臣より提案理由の説明を聴取、三月十五日建設委員会と連合審査を行うなど、関係法案及び地方財政計画の問題との関連におきまして慎重審議を重ねましたが、本四月十三日質疑を終了、討論に入り、北山愛郎委員は日本社会党左派を代表して賛成の意見を、中井鶴次郎委員は日本社会党右派を代表して反対の意を表明せられました。

採決の結果、賛成多数をもつて可決せられ、よつて本案もまた可決すべきものと決定せられた次第であります。

以上、三案の御報告を申し上げます。たわけであります。(拍手)

○議長(橋本次郎君) 討論の通告があり、順次これを許します。石村英雄君。

〔石村英雄君登壇〕

○石村英雄君 私は、日本社会党を代表して申し上げます。ただいまここに上程されております地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案に対して反対の意見を申し述べ、自由党、改進黨の諸君の良心に期待してその同調を求めんとするものであります。(拍手)

この改正案は、ただいま委員長報告にありますが、平衡交付金を地方交付税に改めんとするものであります。これが、その趣旨とするところは、これまで

の平衡交付金、地方財政の財源不足額を積み上げまして、これを國費をもつて補填するといふのを改めて、國税たる所得税、法人税及び酒税の二

一九六六、酒税の二〇、これが昨日の委員会において三十年度からはいずれも二五%に修正されたのであります。これを地方の独立財源として与えんとするものであります。従来の平衡交付金が、實際上は國の財政上の都合によつて伸縮され、必ずしも法律の規定するようには積上げ方式によつていないのを改めまして、一定額を確保せんとするものであります。

これまでの平衡交付金も、理論上は地方にとつてはつこうな制度であつたのであります。過去四箇年余り、實際はその理論通りにやつていなかったものであります。やらなかつたからこれを改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

意を改めると言いますが、やらなかつたのはだれか。言わずとも自由黨政府であります。自分が法律の定める通りにやらなかつて、すなわち四年余りだらめをやつていて、今度からは悔い改めてちゃんとやらなかつたのか、改めると言いますが、さうでなく法律を改めるのだというのであります。悔い改めて、これまでのことはまことに相済まなかつたと思つたのかと思つと、恬然として法律を改めるのだといふのであります。まことにかつてな申分であつて、かりに今度の改正の趣

行を是認するとしても、自由党政府のかかる態度では、今度もやはり当てはならない、懸念は当然起つて来るのであります。

このことは、改進黨が率の二〇%を二五%に引上げるという修正案を昨日の委員会に簡単にのんだことでも、自由党の方針がいかにでたらめであるかということがわかるのであります。(拍手)はたして来たものなら、これを二五%—約三百億円の増額になるのであります。二五%に引上げるということは、自由党としては是認できないはずであります。それは、大体二〇%がでたらめであるから、改進黨は三千年度からというので、どうせ命旦夕に迫つて自由党政府が、いまさら三

十年度のことを言つても始まらないといふのかもしれないが、あるいは保守新黨のやかましい今日、改進黨の「きげん」を損じないように聞いておけといふのかもしれない。(拍手)また改進黨の修正案も、二五%でなければならぬといふのなら、二十九年年度から主張すべきものであります。(その通り拍手)ところが、二十九年年度からしては、もとより自由党が承知しない。いな、予算の關係から承知できない。そこで、鬼も笑う三千年度からということにして自由党とも握手し、地方団体に、それ見ろ、わが党はこのように考へてやつてゐるのだということ

を示そうとするさしい根性から出て来ておるのであります。(拍手)

だから、二〇%といひ、二五%といつても、いずれもいかにげんかたのものであります。この改正案を認めるかどうかが、平衡交付金の考へ方に放擲するとして、まず率がほんとうに妥當であるかどうかということに附着するのであります。この率が地方財政の現状から見ても適當なものであるならば、あるいはその考へ方も妥當だといひ得ましようが、しさいに検討してみますと、ただいま二〇%を二五%に修正するという点で、改進黨、自由黨の態度が、いかにいいかげんかものであるかということを示明かにいたしました通り、まづたくでたらめでありま

す。政府原案の二〇%がどうして出て来たかと申しますと、今年度の地方財政計額の財源不足額を政府は千二百六億と推定いたし、それに対し、まず酒税二〇%を充て、残りを所得税、法人税に振り当てたところ一九・六六%となつた。そこで、本年度はその一九・六六%のままとして、平年度二〇%としたといふのであります。だから、問題の出発点は千二百六億であつて、この数字が妥當であるかどうかといふ点にかかつてゐるのであります。

ところで、この千二百六億はど

衡交付金を出したときと同様の方法でやつてゐるのであります。今までの平

衡交付金は、理論上はよかつたが、實際上は國の財政に左右されていけなかつたといふ、そのよくない方法で千二百六億を算出してゐるのであります。昨年度よりも百六十億少い金額であります。大體國の財政に左右され

てと言へますが、そも、大藏省は、地方財政にはきわめて冷淡であります。自分たちはたゞ食つて子供には食べさせないといふ、このごろはもう世間にも跡を断つた、まま母のまま子いじめを相かわらずやつてゐるのであります。(拍手)昨日の委員会の討論の際に、同僚司委員が、政府自体の報告書によつてこの点をついたのであり

これをもちつても千二百六億

の正体は明らかになつたことと存じますが、委員会で検討された詳細な数字は省略いたしまして、皆さんが御承知の昭和二十九年年度予算の説明という冊子によつて申しますと、政府は、つまり大藏省は、自然増を地方財政におきまして四百十一億と見ておられます。このうちの詳細は、先日の地方税改正案に対する本議場の北山君の討論に詳しく論じられておりますが、たとえば固定資産税は、税率を下けたといひながら九十八億六千万円の増加を見

ます。昨年は米の価格がよかつたから農地が高くなつたと申してゐますが、先日の農林省の発表いたしました農家経済の調査によりまして、二十八年は二十七年よりも約五百円収入は減つてゐるのであります。それを、米の値がよかつたからといつて、すぐ農地の評価額を引上げて増収を見込んでゐるのであります。また、地方財政はこれまで赤字が三百六十億といわれておりますが、何らこの二十九年の政府の地方財政計画には考へられていないのであります。千二百六億の中には、全然この赤字の処理が考へられておりません。

四十九億あつた、だからそれを今度算

入いたしたのだ、こう申して、おります。つまり、地方財政が赤字だ、こういふ政府の計画では困るのだという地方の声にこたへて、百四十九億を算入したと申しておりますが、堀田さんの御説明をさらに聞くと、その口の下の百二十億の既定経費の節約を要求しておるのであります。つまり、一方では百四十九億を認めてやるといひながら、百二十億を差引いておる。

あ、朝三暮四と申しますか、支那で、ざるを飼つてえさをやるのに、きげんが悪くなつたからといつて口でこまかつ、晩に四つにするところを朝四つにしてこまかつたといふふうに、さすが吉田さんは国会を動物園にたとへ、国会議員をさるにたとへたが、その首尾一貫して、知事、市町村長あるいは國民までも実はさるにしてこまかしておるのであります。まことに首尾一貫したと言つてはめるわけにも行きませんが、しかし私がたゞいま申し上げた数字は、何も私の独断のものではないのであります。吉田さん自身がこのことは認めておいでになる。すなわち、国会に対して三月九日付で内閣總理大臣として吉田さんが報告しておいでになる地方財政の状況というこの冊子の中に、実はちやんと書いてあるものであります。おそろく、地方財政の委員でない方は、おもしろになつても、それらの委員会でおたく

て、お祝みになるひまがなかつたかと思ひますが、この七十二ページに、ちょうど私の申し上げたことがそのまま書いてあるのであります。この冊子に、吉田さんが自分でお出しになつた、上げた二十九年度の地方財政計画の猛烈なる批判をもつて貰かれておるのであります。自分で二十九年度の財政計画を立てながら、千二百十六億といふ平衡交付金に当る交付税を算出しながら、一方ではこの冊子で、この千二百十六億がいかにでたらめであるかというところを自分で書いておいでになる。(拍手)この七十二ページを讀みますと、既定財政規模の是正として少くとも三百億円の必要を指摘しているにもかかわらず、その半分の程度の百四十九億円しか是正されていないと、「しか」という言葉を使つておる。つまり、塚田さんが算入したと貰つて自慢しておられる百四十九億は、吉田さんから見た、「たつた百四十九億円しか」であつた、こゝろおしやつておるのであります。その次に、「しかも、財政規模の合理的縮減を期待して節約額百二十億円を予定しているのである。一方で与えて一方で差引いたということを、この吉田さん自身が認めておいでになるのであります。このように國民を愚弄した今度の交付税の改正法を、私はどうてい認することはできないのであります。

な吉田内閣がこんなことをするや
ということは、結局首相官邸の道がア
メリカのウォール街につながつておる
からです。國民を苦しめ、國民をひ
しにする。今まで何とも言わないでい
て、年がかわると、インフレだつたか
ら今度はデフレ緊縮予算だといふやう
に、自分が今までやつて来たことはす
べてたなにならうと、今度は緊縮デフ
レにおかえになる。物価を下げなけれ
ばならぬということである。

なるほど、二年、三年の先にはある
いは物価が下つて、國民はいいことに
なるかもしれないが、それまで國民
はみんなひびしにならなければなら
ない。その二、三年ひびしになること
は全然お考えにならずに、そして物
価を下げるのだ、緊縮予算だ、こ
うおつしやつておられる。そうして、
地方財政もこれにならつて、やはり
今まで以上に引締めて来ておるの
であります。

また警察法にいたしましても、こ
うして地方財政を苦しめて、その警
察を上げる。しかも、二十九年度を
見ますと、自治警察を現行のままに
置いたおけば金がかかるのだとい
ながら、二十九年度の地方財政計
画では、反対に百五十億円の増加に
突はなつておるのであります。こ
ういうようにして、すべて國民を
苦しめ、餓が食えなくなつた――
餓が食えなければパンを食えとい
う話があるかもしれないが、餓が

食えなければパンを食でなしに兵隊に出て来いというのが、吉田さんのお話であります。

一発の水素爆弾が落ちる場合には、下関から室蘭までの広い地域を交通禁止しなければならぬという時代に、国民を苦しめてアメリカの言いなりほうだいにならんとして、アメリカの水素爆弾の実験に協力するというの、アメリカの駐日公使岡崎勝男氏が、日本の外務大臣だからだといううかぬ言葉が、世間の人から口に出るようになって来たのであります。この時代になつておるのであります。そして国民を苦しめて、そうしてすべて兵隊に出て来なさい、ニコソソ副大統領さんもおつしやつたというの、またねらいであります。われ／＼をすべて兵隊に持つて行く、国民を苦しめて再軍備をしてアメリカに協力しようという線が、実はこの平衡交付金の改正案のねらいであります。（拍手）われわれは断じてこれには承服できないのであります。自由党の諸君といえども、おそろく皆さんに良心があるならば、こうした方向は絶対に容認されぬものと存じます。どうか、平衡交付金に反対することによつて、吉田内閣のアメリカに従属した方向に反対する意思を御表明になつていただきたいものと存じます。

私はこれをもつて反対討論を終ります。（拍手）

○議長 提議次郎君） 門司亮君。
〔門司亮君登壇〕
○門司亮君 私は、日本社会党を代表
いたしました、ただいま議題になつて
おります地方財政法の一部を改正する
法律案並びに修正案に対して反対の
意見を申し述べようとするものであ
ります。さらに、同じように提案され
ております揮霍譲渡与税法案、地方
財政平衡交付金法の一部を改正する法
律案並びに同修正案に対して反対の意
思を表明しようとするものでございま
す。

第一に、地方財政平衡交付金法の一
部改正に関する法律案でございますが、この法律案は、その内容としたし
ておりますものは、第一に、地方財政
平衡交付金法の一部改正という法律案
が出ておるのにもかかわらず、その内
容は、この法案によつて題名を地方交
付税法と改正するということが明確に
書かれておるのであります。地方財政
平衡交付金法は、御存じのように、政
府自体の財政を地方に交付するという
一つの法律であり、今回これを改めよ
うとするものであります。地方財政平
衡交付金法の一部改正にあらずして、
交付税法ということを明確に書いてお
る。従つて、もし税法であるといたし
ますならば、政府はその責任におい
て、交付額の義務づけられたものを必
ず出さなければならぬことは当然で
ある。いわゆる税法であります限り

においては、地方公共団体は政府に向つてこれを請求するの権利を持ち、政府はまた責任を持つてこれを地方に税として配付しなければならないことは当然である。従つて、この法案は、事実の上においてはまったく別個の法律を提出しているにもかかわらず、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案というような、立法的に見て参りますならばまったくごまかしの法案であるということ、をはつきりと言わなければならないのであります。(拍手)

なぜこういうごまかしの法案が出されるなければならないかといふことを、その内容について少し申し上げておきたいと思いますが、その内容は、まったく従来の地方財政平衡交付金法の算定の基礎をそのまゝここに流用いたしておりまして、さらに配付の方法といたしましては、従来の地方財政平衡交付金法の配付のそのまゝの姿をここに現わしておるといふところに大きなごまかしがあるといふことであります。さらに、これをなぜさういふことに政府はごまかさなければならなかつたかといふことは、今日までの地方財政が非常に大きな赤字であつて、さうして地方財政を何とかしなければならぬといふことが、地方財政の問題にからんで、いわゆる地方制度調査会において大きく取上げられて参りましたときに、地方制度調査会では、従来の地方財政平衡交付金というよりな形

で、時の政府が、時の大蔵省の意向によつて、さらに国家財政の都合によつて、ある年は多く、ある年は少く交付するといふようなことでは、地方公共団体が自主的の財源によつて十分に運営することができない、従つて何とかこれを確保するといふことのために、かつて昭和二十四年まで日本にありましたいわゆる配付税法の性格をもつて、政府は所得税、法人税、酒税の一定割合を必ず地方に交付しなければならぬといふ、いわゆる地方財政確立の意味からこの法案を提出すべしといふことが、地方制度調査会の答申にあつたと考えざるを得ないのであります。またその通りであつた。このことについては、政府は二応せういふ地方制度調査会の意見をいれたかのごとく仮装してここに提案したといふことが、こゝういふ間違つた法律の取扱ひをしなければならなかつた最大の原因であるといふことを申し上げなければならぬのであります。(拍手)

さらにさかのぼつて、今日の地方財政が非常に苦しくなつておりまする一原因はどこにあるか。われわれは、少くとも民主国家において、日本の民主化のためには、地方公共団体の自主的自立性によつて日本の民主化を達成しなければならぬといふことは、憲法の九十二条以下九十五条まで明確に記載してある通りである。従つて、この趣旨によつて、少くとも

われわれが与党としての責任にありました昭和二十四年においては、配付税として法人税並びに所得税の総額の三・一四を地方税に配付しなければならぬといふ、いわゆる配付税法の制定をいたして参つたのであります。しかるに、昭和二十五年自由党の内閣になつて参りますと同時に、この三・一四を六・二九に切り下げて、われわれが地方に配付すべき額の半分に切り下げたといふことが、今日の地方財政の赤字の最大の原因であるといふことを、よく知つていただきたいと思つてあります。(拍手)自由党の諸君は、もしこのことについて気がついて参りますならば、責任を持つて地方財政の赤字を解消するの決意を新たにされなければならぬはずであります。しかるにもかかわらず、今回提案されておりますこの法律案は一体何であるか。さらに今日、先ほど石村君からも申し上げて参りましたが、地方財政法の第三十条の二の規定によつて内閣総理大臣から提案議院議長に提出されておりまする地方財政の二十七年年度の決算の報告書を見ますれば、一体何と書いてあるか。私は以下政府から提出されたものをそのまゝの姿において朗読いたしますので、よく聞いておいていただきたいと思つてございます。すなわち、昭和二十七年年度国庫財政と地方財政の決算額についての比較、昭和二十七年年度国

庫財政歳入総額は一兆七百八十八億円になつておる、しかるに歳出総額は八千七百三十九億円であつて、歳計剰余金は二千四百四十九億円になつており、このうちから翌年度繰越し歳出の財源充當額千九百九十億でありますから、これを差引いて参りますと、なおかつた実質決算剰余金は八百五十九億であるといふことが明瞭に書いてある。しかるに、地方財政の決算の状況をその報告書によつて読んでみますれば、歳入総額は八千五百三十億であるが、歳出総額は八千四百二十億であつて、歳計剰余金は百十億となつておるのでございすが、このうち翌年度繰越し歳出の繰延べ等の財源充當額が二百九十六億でございしますので、実質決算においては百八十五億の財源不足となつておるといふことが明瞭に書かれておるのでございします。これは地方財政が著しく窮乏の状態にあるといふことを決算面から知ることができるのであります。さらにその報告書にはどう書いてあるか。さらに個々の地方団体の決算状況について見ると、決算上歳計不足の赤字団体が千六百九十九団体で、前年度に比して一・五倍である、その歳出不足額は百五十四億であつて、金額については二・四倍である、しかも翌年度繰越し歳出、事業の繰越し及び支払ひ繰延べ等の充當財源を控除した実質決算の財源不足団体は二千六百三十一で、金額は財源不足額三百億であるといふこ

とが明瞭に書かれておるのであります。しこつして、さらにこれの内訳として、国庫の財政においては、税収入、いわゆるタバコ専売納付金を含む歳入総額は、政府の歳出予算の中で七八％を占めてゐるのであります。しかるに、地方財政においては、租税収入の総額といふものはわずかに歳入総額の三六％しか占めていないといふことが報告されてゐるのであります。従つて、地方財政平衡交付金及び一般財源といふものは、歳入総額に対して、すなわちこの地方財政平衡交付金を合算いたして参りますと、なおかつ五二％にすぎない、残りの四八％といふものは起債、補助金その他によつてこれがまかなわれてゐるというものが、政府の昭和二十七年年度の決算報告書の中に明確に記載してあるといふことを、よく御了承願ひたいと思つてあります。かくのごときことを考へて参りますときに、一体自由党の諸君はこの地方財政に対していかなる考えをお持ちになつておるのか。ことに、現在の政府は一体何を考へておるのか。われわれは、この地方財政が非常に逼迫しておる、しかも赤字が年々歳々三百億以上もふえておるといふ現状において、これをいかに処置するかといふことを真剣に委員会において討論いたしまする場合において、ことにこの二十九年年度の予算は御承知のように一兆億予算を堅持するといふことのために、まず

いろいろのことを申し上げられるといふことも、この地方財政に対する冷嘲無比なる態度に対しては、強くわれ／＼は批判しなければならぬと思つたのであります。(拍手)

およそ国の施策はいかなる施策でありましようとも、国の施策の完全なる遂行は、あげて地方公共団体の健全なる財政と、地方公共団体の円満なる行政の遂行にまたなければ、断じて国策の遂行はでき得ないだらうといふことは、火を見るよりも明かである。しかるに、政府は、ただMSAの援助を受けるとか、あるいは再軍備のために多額の費用を使うために、地方の公共団体にしわ寄せをされておる。さらに、補助金等の整理に関する法律案等により、当然現在まで行つており、また将来も行わなければならない幾多の事業を打ち切らなければならない悲運に到達をいたしておりますが、政府は一片の法律によつてこれを打ち切ることとは可能かもしれないが、しかしながら、現実には現業庁として、サービス官庁として地方住民に直接関係して行政の遂行をいたしております地方の公共団体は、中央でこれらのものを打ち切つたからといって、ただちにこれを打ち切るわけには参りません。地方住民の負担にこなえて、やはりなすべき仕事はどうしてもしなければなりません。これらの財源措置を一体どうするか。私も、これらのことを考へて参りますならば、今回のごとき、この地方財政平衡交付金を交付税法にたて題名だけを添ひかえるというふうな、ごまかしの法律案に対しては、断固としてこれに反対するといふことはつきり申し上げる。(拍手)

次に問題となつて参りますのは、いわゆる地方財政法の一部改正でございますが、地方財政法によりまして、先ほどから申上げておりました通り、一体地方財政に対して、いかなる観点に立つて、いかなる施策を講じようとするのかといふことについて、政府当局の責任者であります大蔵大臣に対して、その意圖を十分に尽すことができなかったらうを私はここに申し上げざるを得ないのであります。もし自由党にして、あるいは吉田政府にして、一片の良心と、地方公共団体に対して真に親切と、日本の国策遂行のために誠意があるならば、少くとも、この地方財政に関しては、政府の責任者みずから出て参りまして十分なる意見を述べ、さらにわれ／＼が納得の行く答弁をすることが当然であるにかかわらず、私どもはこれを承ることができなかつたことをきわめて遺憾をいたしまして、私は、ここに修正案を含む三法案の一切に対して、日本社会党を代表いたしまして反対の意思表示をするものでございます。(拍手)

○議長(橋本次郎君) これにて討論は終局いたしました。

まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であり、本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋本次郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に、昭和二十九年度の揮発油課手税に関する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋本次郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、地方財政法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋本次郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁税務部長 奥野 誠亮君
閣議を省略した報告
去る十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
一、去る十日提議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
調達庁総務部長 山内 隆一
一、吉田内閣総理大臣から提議長宛、去る七日議長において承認した田辺肇雄及び去る十日承認した山内隆一を同日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、昨十二日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
国際協約協定の批准について承認を求めるの件
一、去る十日、内閣総理大臣から、電波監理審議会委員に諸井貫一君及び横山英太郎君を任命したので電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
一、昨十二日、内閣総理大臣から、日本電信電話公社経営委員会委員に新岡八洲太郎君を任命したので日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
内閣委員会
理事 山本 正一君(理事山本正一君去る七日委員辞任につきその補欠)
一、去る十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
外務委員会
理事 野田 卯一君(理事野田卯一君去る八日委員辞任につきその補欠)
理事 並木 芳雄君(理事並木芳雄君去る三月二十九日委員辞任につきその補欠)
厚生委員会
理事 岡 真一君(理事岡真一君去る七日委員辞任につきその補欠)
一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
外務委員 松平 忠久君
大蔵委員 安藤 覺君
文部委員 加藤 勘十君
農林委員 山村新治郎君
建設委員 安平 鹿一君
経済安定委員 伊藤 好道君
議院運営委員 中村 英男君
一、去る十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
外務委員 加藤 勘十君
大蔵委員 山村新治郎君
文部委員 松平 忠久君
農林委員 安藤 覺君

建設委員

経済安定委員

議院運営委員

次の通りである。

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る十日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

一、昨十二日議員から提出した議案は次の通りである。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（阿部五郎君外百三十四名提出）

一、昨十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一四二号）

建設委員会 付託

一、昨十二日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

国際砂糖協定の批准について承認を求めるの件

建設委員会 付託

一、去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

衆議院会議録第三十四号中正誤

頁 段 行 誤 正

四六 二末三 環元 環元

四六 二末三 環元 環元

四六 二末三 環元 環元

四六 二末三 環元 環元

四六 二末三 環元 環元

四六 二末三 環元 環元

四六 二末三 環元 環元

四六 二末三 環元 環元

四六 二末三 環元 環元

四六 二末三 環元 環元

四六 二末三 環元 環元

四六 二末三 環元 環元